

スマートグリーン施設園芸推進事業実施要領

I 園芸施設整備事業

第1 目 的

I C Tを活用した環境や生育データに基づく栽培管理に加え、環境に配慮した通年出荷型の大規模園芸施設を整備することで、化石燃料の使用量の抑制と営農継続を両立させるとともに、年間を通して安定した収量・品質を確保し、園芸生産額を増大させる。

第2 事業の実施等

1 強い農業づくり総合支援交付金型

事業の実施にあたっては、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強農要綱」という。）に定めるもののほか、下記により実施するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

事業の実施にあたっては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4生産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「産地要綱」という。）に定めるもののほか、下記により実施するものとする。

第3 事業内容および補助率

別表1の定めるところにより、その内容に要する経費を補助する。

第4 事業実施主体・取組主体

園芸施設整備の事業実施主体（強農要綱）、取組主体（産地要綱）（以下「事業実施主体等」という。）は、要領第2の事業の型に応じ、強農要綱または産地要綱に定められた事業実施主体等の要件を満たす者とする。

第5 事業の実施手続

1 強い農業づくり総合支援交付金型

（1）計画書の作成

事業実施主体等は、スマートグリーン施設園芸推進事業実施計画書（以下「スマート計画書」という。）を作成するものとする。

（2）事業実施計画の認定申請

（1）により作成した計画書は、知事の承認を受けるものとする。

（3）実施計画の承認の通知

知事はスマート計画書を承認したときは、事業実施当該市町にその旨を通知するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

（1）計画書の作成・承認

ア 事業実施主体等は、産地要領の別記2第10の4に定める取組主体事業計画（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該地域再生協議会長（以下「協議会長」という。）あてに承認申請するものとする。

イ 地域再生協議会長は産地要領別記2第10の3に定める産地パワーアップ計画書（以下「産地計画書」という。）を作成し、当該市町経由で知事に承認申請するものとする。

（2）実施計画の承認の通知

知事は産地計画書を承認したときは、事業実施当該市町にその旨を通知するものとする。

第6 計画の変更等

- 1 事業実施主体等は、計画書の内容を変更する場合には、知事の承認を受けるものとする。
ただし、変更が軽微なものであって、農業経営全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
なお、変更が軽微なものとは農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱の別表3に定めるものとし、軽微な変更届を知事に提出するものとする。
- 2 事業実施主体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 変更事業計画の作成および承認は、第5の手続に準じて行うものとする。

第7 状況報告

事業実施主体等は、交付決定をした日の属する年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。

第8 実績報告

事業実施主体等は、補助事業が完了したときはすみやかに完了実績報告書を市町長に提出するものとする。

市町長は事業完了報告書を作成し、事業が完了した日から30日以内または3月31日のいずれか早い日までに速やかに知事に提出するものとする。

第9 補助金交付手続

- 1 強い農業づくり総合支援交付金型
補助金交付手続は福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号（以下「交付規則」という。）および農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。
- 2 産地生産基盤パワーアップ事業型
補助金交付手続は交付規則および交付要綱、産地生産基盤パワーアップ事業福井県事業実施方針（以下「実施方針」という。）に基づいて行うものとする。

第10 事業実施期間

事業採択期間は、令和6年度から令和10年度までとする。

第11 事業実施状況の報告

- 1 強い農業づくり総合支援交付金型
強農要綱第27と別記1第3の3に定める事業実施状況の報告は、実施年度から目標年度までの間、当該年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。
- 2 産地生産基盤パワーアップ事業型
産地要綱の別記2第15に定める事業実施状況の報告は、実施方針に基づいて実施年度から目標年度までの間、当該年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

第12 改善状況の報告

- 1 強い農業づくり総合支援交付金型
事業実施主体等は強農要綱第28と別記1第3の4に定めるとおり、評価を行うものとする。なお、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他知事が必要と判断したときは、事業実施主体等は当該成果目標が達成できるまでの間、改善状況の報告を知事

に行うこととする。

評価と改善状況の報告は、当該年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

事業実施主体等は産地要領の別記2第16に定めるとおり、評価を行うものとする。なお、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他知事が必要と判断したときは、事業実施主体等は当該成果目標が達成できるまでの間、改善状況の報告を協議会長に行うこととする。協議会長は当該市町経由で改善状況の報告を知事に行うこととする。

評価と改善状況の報告は、当該年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

第13 事業の指導推進

県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、市町、事業実施主体等と連絡を密にしながら、他の計画、事業との整合性および関連に配慮するとともに、必要な指導および助言を行うものとする。

第14 財産の管理

事業実施主体等は、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

II 経営安定対策事業

第1 目的

周年栽培で雇用を取り入れた大規模施設園芸の経営初期の安定化を図り、農業生産を拡大する。

第2 補助事業者

市町等

第3 事業内容および補助率

別表1の定めるところにより、その内容に要する経費を補助する。

第4 事業実施主体

スマート園芸拡大推進事業およびスマートグリーン施設園芸推進事業で周年栽培を行う大型施設を導入し、経営を開始した農業生産法人および農業生産者集団等とする。

第5 事業の実施手続

1 計画書の作成・承認

事業実施主体は、経営安定対策事業実施計画書（以下経営計画書）を市町長に提出するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から提出のあった経営計画書を審査し、農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下、「農林総合事務所長等」という。）に提出するものとする。

第6 計画の変更等

1 事業実施主体は、経営計画書の内容を変更する場合においては、経営安定対策事業変更計画書（以下変更経営計画書）を作成するものとする。

ただし、変更が軽微なものである場合は、この限りでない。なお、変更が軽微なものとは農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱の別表3に定めるものとし、軽微な変更届を知事に提出するものとする。

2 経営変更計画書の提出は、第5の手続に準じて行うものとする。

第7 事業実施期間

事業採択期間は、令和6年度から令和10年度までとする。

第8 補助金交付手続

補助金交付手続は交付規則および交付要綱に基づいて行うものとする。

第9 事業実施状況の報告

市町長は、交付要綱に定めるところにより、事業完了実績報告書を農林総合事務所長等に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

事業種目	補助対象事業	補助額	補助率
園芸施設 整備事業	・強農要綱のうち「産地競争力の強化」、「耕種作物産地基幹施設整備」、「生産技術高度化施設」に定められたもの、または、産地要領のうち「整備事業」、「生産技術高度化施設」に定められたもの ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とすること ・年間の販売金額が概ね3,000万円以上となること ・周年栽培を行うこと	—	国 1/2 以内 県 1/10 以内 (市町 1/10 以上)
経営安定対 策事業	初期の経営安定化支援（5年間） ・経営開始後おおむね5年後までに雇用者数を5人以上とすること	年100万円	定額

スマートグリーン施設園芸推進事業実施要領の運用について

I 園芸施設整備事業

第1 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。

事業内容	具体的事業内容（補助対象となる機械・施設等）
周年栽培施設等の整備	1 強い農業づくり総合支援交付金型 強農要領のうち「産地競争力の強化」、「耕種作物産地基幹施設整備」、「生産技術高度化施設」に定められたもの 2 産地生産基盤パワーアップ事業型 産地要領のうち「整備事業」、「生産技術高度化施設」に定められたもの

第2 計画の手続

1 強い農業づくり総合支援交付金型

- (1) スマートグリーン施設園芸推進事業（以下「スマート園芸事業」という。）実施要領Ⅰの第5の1の（1）による計画書の作成は、別紙様式第1号によるものとする。
- (2) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第5の1の（2）による計画書の提出は、別紙様式第2号によるものとする。
- (3) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第5の1の（3）による計画の認定は、別紙様式第3号により通知するものとする。
- (4) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第6による計画の変更等の提出は、別紙様式第4号によるものとし、別紙様式第5号により通知するものとする。
- (5) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第7による事業遂行状況報告書の提出は、別紙様式第6号によるものとする。
- (6) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第11の1による事業実施状況の報告は、別紙様式第7号、8号によるものとする。
- (7) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第12による改善状況の報告については、別紙様式第9号により報告するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

- (1) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第5の2の（1）アによる取組計画書の作成は、別紙様式第14号によるものとし、別紙様式第13号で提出するものとする。
- (2) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第5の2の（1）イによる産地計画書の提出は、別紙様式第16号または15-2号（広域での取組）によるものとし、別紙様式第15号で提出するものとする。
- (3) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第5の2の（2）による計画の認定は、別紙様式第17、18号により通知するものとする。
- (4) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第6による計画の変更等の提出は、（1）、（2）に準じて行うものとする。
- (5) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第7による事業遂行状況報告書の提出は、別紙様式第19号によるものとする。
- (6) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第11の2による事業実施状況の報告は、様式第20号、21号によるものとする。
- (7) スマート園芸事業実施要領Ⅰの第12の2による改善状況の報告については、別紙様式第22号により報告するものとする。

第3 事業の実施

1 強い農業づくり総合支援交付金型

- (1) 交付要綱第3条による補助金交付申請書については、別紙様式第10号により提出するものとする。
- (2) 交付要綱第7条による補助金等の請求については、別紙様式第10-1号、10-2号により提出するものとする。
- (3) 交付要綱第4条による補助金変更交付申請書については、別紙様式第11号により提出するものとする。
- (4) 交付要綱第6条による補助事業完了実績報告書については、別紙様式第12号により提出するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

- (1) 交付要綱第3条による補助金交付申請書については、別紙様式第10号により提出するものとする。
- (2) 交付要綱第4条による補助金変更交付申請書については、別紙様式第11号により提出するものとする。
- (3) 交付要綱第6条による補助事業完了実績報告書については、別紙様式第12号により提出するものとする。
- (4) 交付要綱第7条による補助金の請求については、別紙様式第23号または第24号を添付するものとする。
- (5) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち基金事業の場合は、実施方針に定める交付方法により、助成金を支払うとともに、支払額を別紙様式第25号により通知するものとする。

第4 書類の提出経由

1 強い農業づくり総合支援交付金型

事業実施主体等は、スマート園芸事業実施要領第5および第6により提出する計画書、第11および第12により提出する状況報告書、第8および第9の補助金交付手続の書類については、市町長に提出するものとする。提出を受けた市町長は福井県農林水産部園芸振興課に提出するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業型

事業実施主体等は、スマート園芸事業実施要領第5および第6により提出する計画書、第11および第12により提出する状況報告書は、協議会長に提出するものとする。提出を受けた協議会長は市町長に提出するものとし、市町長は福井県農林水産部園芸振興課に提出するものとする。

事業実施主体等は、第8および第9の補助金交付手続の書類については、市町長に提出するものとする。提出を受けた市町長は福井県農林水産部園芸振興課に提出するものとする。

Ⅱ 経営安定対策事業

第1 事業内容

事業の内容は次のとおりとする。

事業内容	具体的事業内容
初期の経営安定化支援	経営を開始した年度から5か年間までの雇用に要する経費の助成

第2 計画の手続

- 1 スマート園芸事業実施要領Ⅱの第5の1による計画書の作成は、別紙様式第26号によるものとし、別紙様式第27号で提出するものとする。
- 2 スマート園芸事業実施要領Ⅱの第5の2による計画書の提出は、別紙様式第28号によるものとする。
- 3 スマート園芸事業実施要領Ⅱの第6の1による計画の変更等の提出は、別紙様式第29号によるものとする。

第3 事業の実施

- 1 交付要綱第3条による毎年度の補助金等交付申請書については、別紙様式第30号により提出するものとする。
- 2 交付要綱第4条による毎年度の補助事業計画変更承認申請書については、別紙様式第31号により提出するものとする。

- 3 交付要綱第6条による補助事業実績報告書については、別紙様式第32号により提出するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。